

## 伊勢崎市農業委員会 農地利用最適化推進委員募集要項

### 1 募集人数

19人

担当区域ごとの募集人数は、別表のとおりです。

### 2 任用期間

令和8年11月20日から令和11年11月19日まで

### 3 身分

伊勢崎市の特別職の非常勤職員

### 4 主な職務内容

- ・農地法に係る農地の権利移動や転用等の許認可等の審議及び決定に関する意見、これらに関する現地調査等を行います。
- ・農業委員と連携して、担当区域における担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入への促進、農地等の利用の最適化の推進活動を主に担当します。
- ・各種研修会等への参加、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関する業務を行います。
- ・タブレット端末を使用して業務を行う場合があります。

### 5 委員報酬

年額 456,000円

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、農地利用最適化推進委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本市の職員でない者
- (3) 伊勢崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

### 7 推薦及び応募に係る手続き等

推薦及び応募の方法は、農業者3名または農業者が組織する団体等からの推薦を受けて申し込む方法と、自ら応募する方法の2通りがあります。

次の様式に必要な事項を記入し、持参または郵送により伊勢崎市農業委員会事務局

へ提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

- ① 農業者3名または農業者が組織する団体等が推薦する場合  
農地利用最適化推進委員推薦書（様式第1号）
- ② 自ら応募する場合  
農地利用最適化推進委員応募書（様式第2号）

(2) 様式の入手方法

伊勢崎市農業委員会事務局及び各支所庶務課にて配布するほか、伊勢崎市のホームページからダウンロードすることもできます。

(3) その他

農地利用最適化推進委員及び農業委員の両方に推薦又は応募することができますが、両委員を兼任することはできません。

8 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月1日（月）まで（必着）

※持参する場合は、市役所開庁時間（平日午前8時30分から午後5時15分まで）にご提出ください。

9 選考方法

提出された書類をもとに選考します。また、必要に応じて伊勢崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が候補者を評価し、農業委員会に意見を報告します。

10 選考結果の通知

選考結果は、候補者全員に通知します。

11 推薦・応募内容の公表について

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、伊勢崎市のホームページ等で推薦書及び応募書に記載された事項（住所及び電話番号を除く）を公表します。

12 認定農業者に準ずる者の区分について

様式の認定農業者区分欄に記載する認定農業者に準ずる者の区分は、以下の(1)から(4)のとおりとします。複数該当する場合は、(1)から(4)のうち最も若い番号を様式の隅付き括弧【 】に記入してください。

- (1) 認定農業者等であった者
- (2) 認定農業者の行う事業に従事し、経営に参画する親族
- (3) 認定就農者である個人や法人の役員等
- (4) その他農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項に定める者

1.3 問い合わせ・書類の提出先

〒372-8501

伊勢崎市今泉町二丁目410番地

伊勢崎市農業委員会事務局（市役所北館3階）

電話番号 （代表）0270-24-5111（内線3358）

（直通）0270-27-2782

## 別 表

(担当区域ごとの定数)

地区名	対象となる区域	定数
第1地区	曲輪町、大手町、平和町、本町、中央町、緑町、三光町、若葉町、喜多町、宗高町、柳原町、寿町、西田町、華蔵寺町、堤西町、堤下町、八幡町、末広町、乾町、上泉町、八坂町、今泉町二丁目、三和町、本関町、鹿島町、上植木本町、豊城町、上諏訪町、日乃出町、昭和町、宮前町、東本町、下植木町、今泉町一丁目、粕川町、北千木町、南千木町、茂呂町一丁目、茂呂町二丁目、美茂呂町、ひろせ町、茂呂南町、新栄町、波志江町、安堀町、太田町	3人
第2地区	稲荷町、宮子町、連取本町、連取元町、連取町、田中島町、田中町、東上之宮町、西上之宮町、宮古町、菰塚町、阿弥大寺町、今井町、山王町、堀口町、中町、柴町、戸谷塚町、福島町、八斗島町、除ヶ町、大正寺町、富塚町、下道寺町、馬見塚町、長沼町、上蓮町、下蓮町、国領町、飯島町、羽黒町	4人
第3地区	西久保町一丁目、西久保町二丁目、西久保町三丁目、曲沢町、赤堀鹿島町、間野谷町、香林町一丁目、香林町二丁目、野町、磯町、西野町、赤堀今井町一丁目、赤堀今井町二丁目、下触町、五目牛町、市場町一丁目、市場町二丁目、堀下町	4人
第4地区	小泉町、平井町、東小保方町、東町、八寸町、三室町、田部井町一丁目、田部井町二丁目、田部井町三丁目、国定町一丁目、国定町二丁目、上田町、西小保方町	4人
第5地区	境東、境、境萩原、境百々東、境百々、境美原、境中島、境西今井、境上矢島、境伊与久、境木島、境下渕名、境上渕名、境東新井、境保泉、境保泉一丁目、境上武士、境下武士、境小此木、境島村、境平塚、境新栄、境米岡、境栄、境女塚、境三ツ木	4人